

青森市国民健康保険税の算定方式の見直しについて

1 運営協議会への協議事項

- 本市の国民健康保険税のうち、介護納付金について令和 5 年度賦課分から算定方式を 3 方式に見直すこととする。(見直し案については、令和 4 年度中に運営協議会に諮問予定)

2 保険税算定方式見直しの経緯 (別紙資料-①)

- 県は、令和 3 年 2 月に改定した青森県国民健康保険運営方針において、将来的な国民健康保険税水準の統一に向けて、まずは令和 7 年度までに県内全市町村の保険税算定方式を 3 方式に統一することとしており、青森市は医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のうち、※介護納付金(現行 2 方式)について 3 方式へ見直すこととなる。※40～64 歳に対し賦課  
◇2 方式：所得割、均等割 ◇3 方式：2 方式+世帯平等割 ◇4 方式：3 方式+資産割
- 算定方式の見直しに当たっては、世帯平等割として新たに賦課する負担増分を均等割で同等程度減じるなど見直し前後で実質的な税負担額に極力増減が生じない方法を検討する。

3 県の交付金算定上のメリット (別紙資料-②)

- 県が市町村における健康づくりや医療費適正化、疾病の早期発見等のための取組状況を評価・採点し、評価結果に応じて交付金を交付する県特別交付金の評価基準において、令和 3 年度から新たに「保険料水準の統一 (算定方式)」が追加された。  
【評点】①保険料の算定方式について、医療分・後期分・介護分をすべて 3 方式：40 点  
②3 方式に移行するため、資産割率を前年度から縮減又は平等割を新設：20 点  
③3 方式の以降に向けた計画や方針等を国保運営協議会等で議論している：10 点

4 県内市町村の算定方式の状況 (令和 3 年 4 月 1 日時点)

- 全 40 市町村中、下記の 10 市町村が医療、後期高齢者支援金、介護納付金の全てを従前から 3 方式で算定

【10 市町村】

弘前市、八戸市、西目屋村、藤崎町、六戸町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村

5 算定方式見直しに向けたスケジュール

- 本市においては、県の交付金算定上のメリットもあることから、令和 5 年度賦課分から 3 方式へ統一することとする。

	R4第1四半期	R4第2四半期	R4第3四半期	R4第4四半期	R5第1四半期
作業内容	R4当初賦課の準備	R4納税通知書 発送等	算定方式 見直し案の検討	国保運営協議会 諮問・答申	3月議会 条例改正案 提出
					R5当初賦課の準備 算定方式 見直しの周知

① 青森県国民健康保険運営方針（令和 3 年 2 月改定）〈抜粋〉

■第 2 章 国民健康保健事業費納付金及び保険料の標準的な算定方法に関する事項

2 保険料水準の統一についての方向性

平成 30 年度から都道府県単位化された国民健康保険制度においては、これまでの市町村における被保険者相互の支え合いの仕組みに、県内の市町村相互の支え合いの仕組みが加わることで、県全体で負担を分かち合うこととなった。

上記の仕組みの趣旨に鑑みれば、県内のどの市町村に居住していても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、県全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図ることが望ましいと考えられる。

このような考え方の下、本県における市町村ごとの保険料率の差異を少しずつでも解消していく観点から、まずは各市町村における保険料の算定方式の統一を目指すこととし、令和 7 年度までに 3 方式となるようにする。

いわゆる「保険料水準の統一」を実現するためには、収納率の差異、保健事業や地方単独事業の実施状況の差異など、多くの課題が残されているが、それらの課題については、県と市町村が引き続き協議を行っていく。

② 令和 3 年度青森県国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金（県繰入金のうち特別交付金対象分）交付要領 〈抜粋〉

1 区分		2 評価基準	3 評点								
1 国保財政の安定化	(3) 事務の標準化	イ 保険料水準の統一 算定方式	令和 3 年 8 月末時点において、次の①～③を実施していること。								
			<p>① <u>保険料の算定方式について、医療分・後期分・介護分すべて 3 方式としている。</u></p> <p>【①に該当しない場合】</p> <p>② 3 方式に移行するため、資産割率を前年度から縮減している又は平等割を新設している。</p> <p>【①及び②のいずれにも該当しない場合】</p> <p>③ 3 方式への移行に向けた計画や方針等を市町村国民健康保険運営協議会等で議論している。</p>								
			左欄の実施項目に応じて、次のとおり加点する。								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① に該当</td> <td>40 点</td> </tr> <tr> <td>② に該当</td> <td>20 点</td> </tr> <tr> <td>③ に該当</td> <td>10 点</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	評点	① に該当	40 点	② に該当	20 点	③ に該当	10 点
実施項目	評点										
① に該当	40 点										
② に該当	20 点										
③ に該当	10 点										